

鳥取大学軟式野球部 部則

1章 総則

第1条 本部は鳥取大学軟式野球部と称する。

第2条 本部は部員相互の親睦並びに軟式野球の技術の向上に努め、 軟式野球の発展を図ることを目的とする。

第3条 本部は鳥取大学に在学中の学生の部員をもって構成し、顧問をおく。

2章 活動

第4条 本部は第2条の目的を達するために次の活動を行う。

1. 練習
2. 合宿、試合並びに遠征
3. 部会並びに幹部会
4. 親睦会
5. その他部会で必要と認めたこと

3章 幹部

第5条 本部は第4条の活動を行うために次の幹部を置く。

1. 主将 1名
2. 副主将 1名
3. 会計 1名
4. 体育会役員 1名

第6条 主将は部会において選出される。

1. 任期は11月から翌年11月までとする。
2. 選挙は任期終了前1ヶ月以内に行う。
3. 立候補もしくは被推薦者の中から無記名単記投票により最高得票者を選び、全部員の3分の2以上の信任をもって主将とする。

第7条 その他幹部の選出

1. 副主将は主将が指名し、全部員の3分の2以上の承認をもって副主将とする。
2. その他の幹部は主将及び副主将の指名により決定される。

第8条 部員は幹部を、全部員の過半数をもって解任できる。

4章 部会

第9条 部会は全部員をもって構成される最高議決機関である。

第10条 定期部会は週1回行い、臨時部会は主将が必要と認めた場合、主将がこれを召集する。

第 11 条 部会は全部員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

第 12 条 部会は主将が議長を務める。

第 13 条 部会は次のことを行う。

1. 主将の選出

2. 幹部の活動方針の承認

3. 決算報告の承認

4. 幹部会で決定した議題の討議及び決定

5. その他

第 14 条 第 13 条の 1 項以外の決定は、出席部員の過半数の賛成による。賛否同数の場合
は議長が決定する。

5 章 会計

第 15 条 部員は部費及びその他の費用を期日までに納めなければならない。

第 16 条 部費及びその他の費用は部会において決定される。

第 17 条 会計報告は幹部交代の際に行う。

6 章 幹部会

第 18 条 幹部会は第 5 条の幹部で構成され、部会につぐ権限をもつ。

第 19 条 幹部会はその任期の活動方針を話し合い、部会に提出しなければならない。

第 20 条 幹部会は主将が必要に応じて召集する。

7 章 入部・退部・休部・除名

第 21 条 本部への入部を希望する者は主将に届けなければならない。

第 22 条 本部を退部したい者は主将に届けなければならない。また、未納の部費は完納
しなければならない。

第 23 条 本部を休部したい者は理由を明らかにし、主将に届けなければならない。なお、
期間中の部費は本人の申し出により免除される場合がある。

第 24 条 部員が部の品位を著しく汚した場合、幹部会の決定で退部勧告を出すことがで
きる。

8 章 附則

第 25 条 この部則は 4 分の 3 以上の部員でもって構成された特別部会において、3 分の 2
以上の支持によって改正することができる。

第 26 条 この部則は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。

平成 3 年 4 月 1 日 第 5 条及び第 6 条 改正

令和 7 年 4 月 1 日 追記・改正